# 都民の意識調査、飲食店における実態調査結果等に 基づく都内の受動喫煙対策等の状況

令和6年8月 東京都保健医療局

# <目次>

1	喫煙率(20歳以上)の推移	• • • P. 2		
受動喫煙に関する都民の意識調査				
2	受動喫煙の機会を有する者の割合の推移	• • • P. 3		
3	受動喫煙にあった場所(屋内・屋外別)(令和5年度)	• • • P. 4		
4	法施行前と比較した屋内で受動喫煙にあう機会の変化(令和5年度)	• • • P. 5		
5	第一種施設の屋内禁煙についての認知度の推移	• • • P. 6		
6	学校等敷地内禁煙についての認知度の推移	• • • P. 7		
7	飲食店が原則屋内禁煙であることの認知度の推移	• • • P. 8		
8	飲食店店頭の禁煙表示・喫煙室表示の参考度の推移	• • • P. 9		
9	屋外等における受動喫煙の配慮義務の認知度(令和5年度)	• • • P. 10		
10	都条例に対する評価の推移	• • • P. 11		

11	飲食店における受動喫煙防止のための対応策の推移	 •	P. 12
12	飲食店における受動喫煙防止のための対応策(令和5年度)	 •	P. 13
13	従業員がいない小規模飲食店における対応策(令和5年度)	 •	P. 14
14	飲食店が屋内全面禁煙とした理由(令和5年度)	 •	P. 15
15	飲食店における屋外の喫煙場所等の状況(令和5年度)	 •	P. 16
16	飲食店における禁煙標識・喫煙可能標識の表示状況の推移	 •	P. 17
17	飲食店における禁煙標識・喫煙可能標識の表示状況(令和5年度)	 •	P. 18
18	飲食店における禁煙標識・喫煙室設置等標識の非表示理由(令和5年度)	 •	P. 19
19	法で定める受動喫煙対策の認知度(都内飲食店経営者)(令和5年度)	 •	P. 20

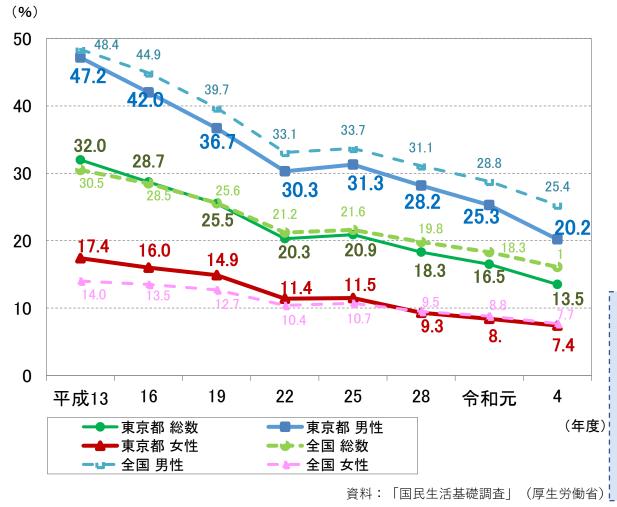
# 保育所・学校等における受動喫煙対策実態調査

- 20 保育所・小学校等の第一種施設における屋内喫煙場所の有無(令和6年度)・・・ P.21
- 21 保育所・小学校等の第一種施設における屋外喫煙場所の有無(令和6年度)・・・ P.22

# 喫煙率(20歳以上)の推移

### 1 喫煙率(20歳以上)の推移

Q. あなたはたばこを吸いますか。



〇喫煙率は減少傾向にあり、東京都 全体で13.5%、男性20.2%、女性 7.4%といずれも全国より低い。

東京都健康推進プラン21 (第三次) における指標

く指標>

20歳以上の者の喫煙率

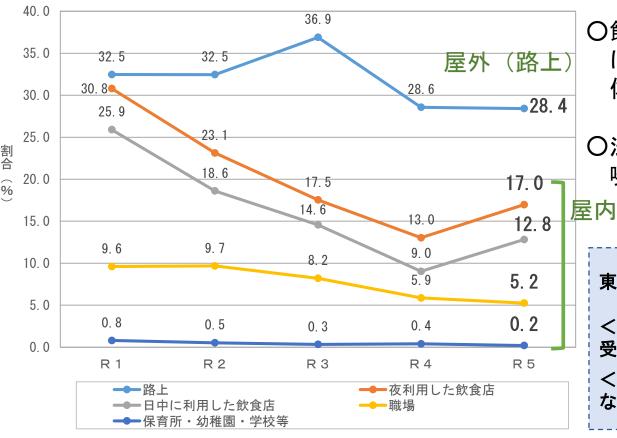
<指標の方向>

下げる

(総数10%未満、男性15%未満、女性5%未満)

### 2 受動喫煙の機会を有する者の割合の推移

Q. どこで受動喫煙を経験しましたか。



- 〇飲食店等の施設内での受動喫煙の機会は、法・条例施行前(R1)よりも全体的に減少傾向
- 〇法・条例で規制対象外の路上での受動 喫煙の機会は、約3割程度で横ばい

東京都健康推進プラン21 (第三次) における指標

<指標>

受動喫煙の機会を有する者の割合

<指標の方向>

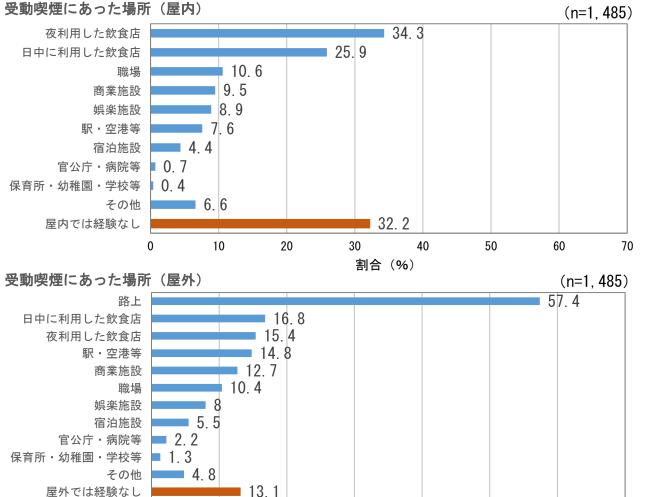
なくす

資料:「受動喫煙に関する都民の意識調査」(東京都福祉保健局・保健医療局)から再集計

- ※本調査は令和元年度及び令和2年度は年2回実施しており、上記結果は他年度の実施時期に合わせ、令和元年度は第1回調査、 令和2年度は第2回調査結果を掲載している(以降、都民の意識調査の推移にかかるグラフは同様)。
- ※本調査では、令和4年度までは「室内又はこれに準ずる環境」における受動喫煙について、令和5年度は「屋内」及び「屋外」における受動喫煙についてそれぞれ確認。グラフでは路上のみ屋外に関する回答を掲載

### 3 受動喫煙にあった場所(屋内・屋外別)(令和5年度)

Q. どこで受動喫煙を経験しましたか。 (受動喫煙の機会があった方に質問、複数回答可)



- ○受動喫煙にあった場所について 屋内よりも屋外のほうが多い
- 〇屋内では飲食店が最も多く、屋 外では路上が最も多い

割合(%)

30

40

50

60

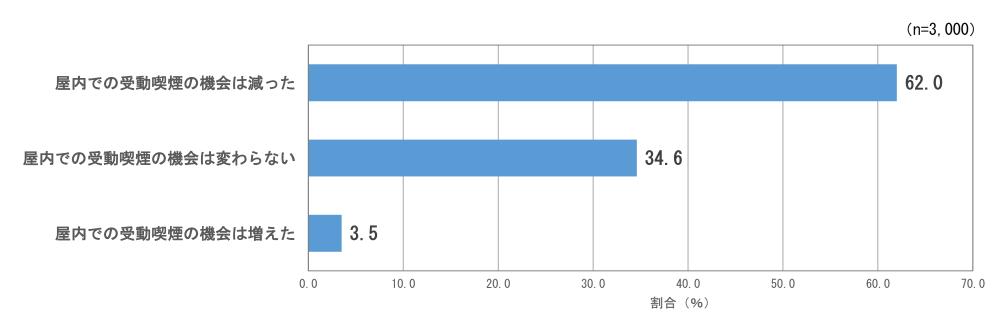
70

20

10

### 4 法令施行前と比較した屋内で受動喫煙にあう機会の変化(令和5年度)

Q.健康増進法や東京都受動喫煙防止条例により屋内での喫煙が規制がされる前の平成30年(2018年)以前と現在とを比べて、あなたの屋内での受動喫煙の機会はどのように変わりましたか。

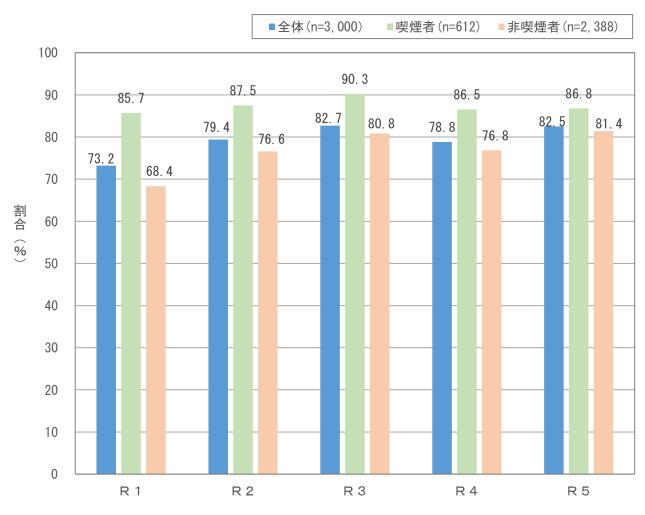


資料:「受動喫煙に関する都民の意識調査(令和5年12月)」(東京都保健医療局)

〇約6割の人が、法や条例による対策がとられる前と比較して、屋内での受動喫煙の機会 は減ったとしている

### 5 第一種施設の屋内禁煙についての認知度の推移

Q. 行政機関や病院などでは、屋内禁煙となっていることを知っていますか。

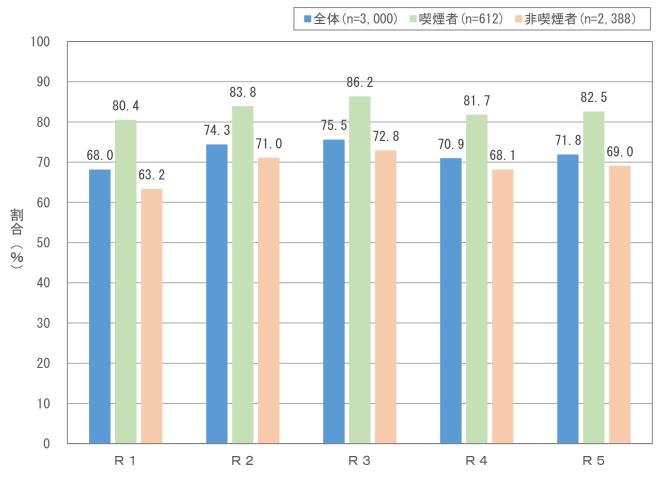


- 〇第一種施設が屋内禁煙であることについての認知度は、法・条例全面施行前(R1)よりも施行後(R2)のほうがやや高く、その後8割程度を維持
- 〇非喫煙者より、喫煙者のほうが 認知度が高い傾向

資料: 「受動喫煙に関する都民の意識調査」(東京都福祉保健局・保健医療局)

### 6 学校等敷地内禁煙についての認知度の推移

Q. 保育所・幼稚園・学校などは、敷地内禁煙(屋内に加え、東京都受動喫煙防止条例で、敷地内の屋外も喫煙不可(努力義務))となって いることを知っていますか。

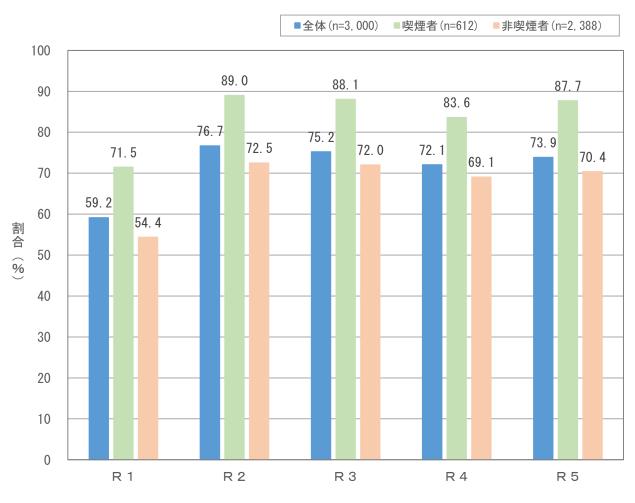


- 〇保育所・幼稚園・学校などが敷地内禁煙であることの認知度は、法・条例全面施行前(R1)よりも施行後(R2)のほうがやや高く、その後7割程度を維持
- 〇非喫煙者より、喫煙者のほうが 認知度が高い傾向

資料: 「受動喫煙に関する都民の意識調査」 (東京都福祉保健局・保健医療局)

# 7 飲食店が原則屋内禁煙であることの認知度の推移

Q. 飲食店は、原則屋内禁煙(基準を満たした喫煙室でのみ喫煙可)となっていることを知っていますか。

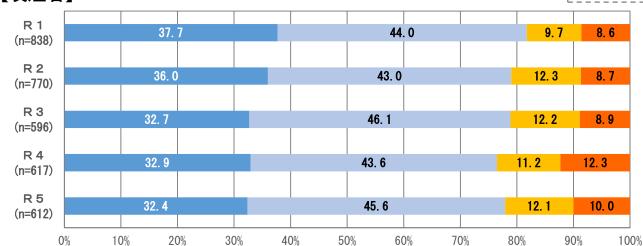


- 〇飲食店が原則屋内禁煙であることは、法・条例全面施行前(R1)よりも施行後(R2)のほうが高く、その後約7割以上を維持
- 〇非喫煙者より、喫煙者のほうが 認知度が高い傾向

資料: 「受動喫煙に関する都民の意識調査」(東京都福祉保健局・保健医療局)

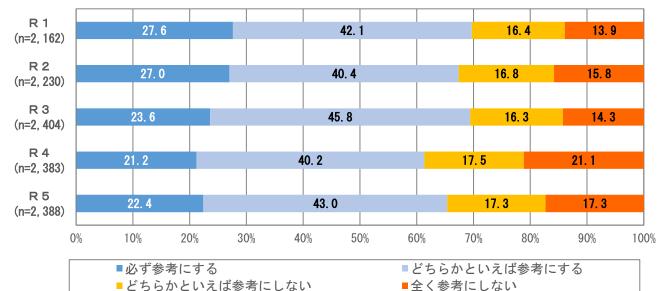
### 8 飲食店店頭の禁煙表示・喫煙室表示の参考度の推移

#### 【喫煙者】



- 〇飲食店を選ぶ際に、飲食店の店頭の「禁煙」標識や「喫煙室設置」標識等を参考にする※と回答した人は、喫煙者で8割程度、非喫煙者で7割程度
- 〇法・条例全面施行後も概ね横ば い

#### 【非喫煙者】

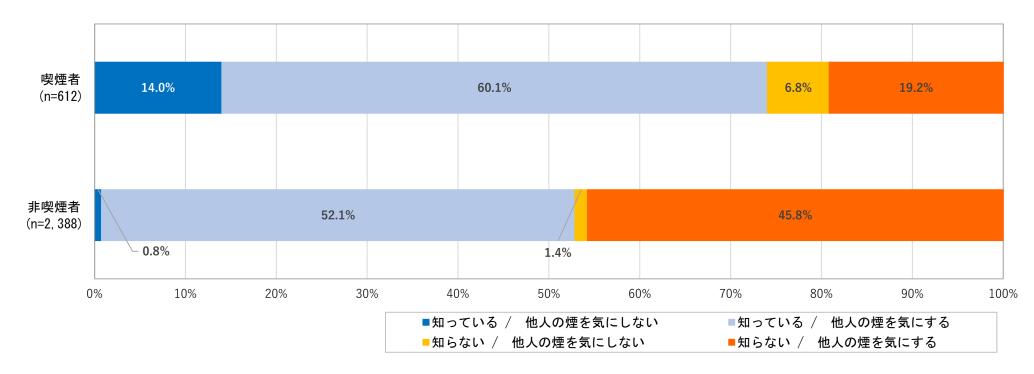


※「必ず参考にする」「どちらかといえば参考にする」をあわせて「参考にする」と表現

資料: 「受動喫煙に関する都民の意識調査」(東京都福祉保健局・保健医療局)

#### 9 屋外等における受動喫煙の配慮義務の認知度(令和5年度)

Q. 飲食店の屋外等、喫煙を禁止されていない場所において喫煙をする場合でも、受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないことを知っていますか。



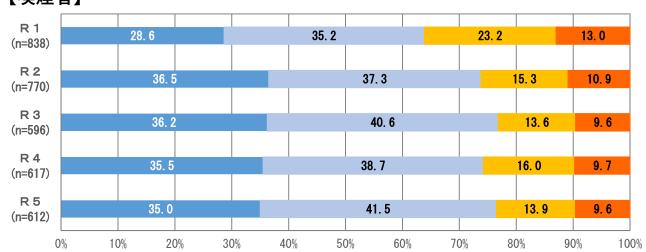
資料:「受動喫煙に関する都民の意識調査(令和5年12月)」(東京都保健医療局)から再集計

- ○屋外等で喫煙する際の受動喫煙への配慮義務について、喫煙者の約7割、非喫煙者の約半 数が知っていると回答
- 〇一方で、他人の煙を気にするが知らないと回答した人が、喫煙者で約2割、非喫煙者で 半数弱

### 10 都条例に対する評価の推移

Q. 東京都受動喫煙防止条例の取組について、あなたはどう思いますか。お気持ちに近いものを1つお選びください。

#### 【喫煙者】

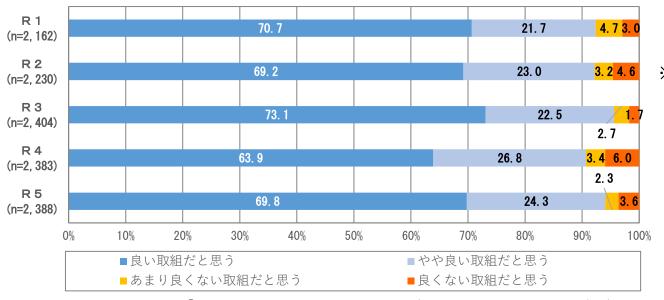


〇都の受動喫煙防止条例に対する 評価は、喫煙者においては、評価する回答\*が全面施行前(R 1)は約6割だったが、全面施 行後(R2以降)は約7割でや や高まっている。

# 〇非喫煙者では全面施行前(R 1)から評価する回答※が約9 割で概ね横ばい

※「よい取組だと思う」「ややよい取組だと思う」 をあわせて「評価する回答」と表現

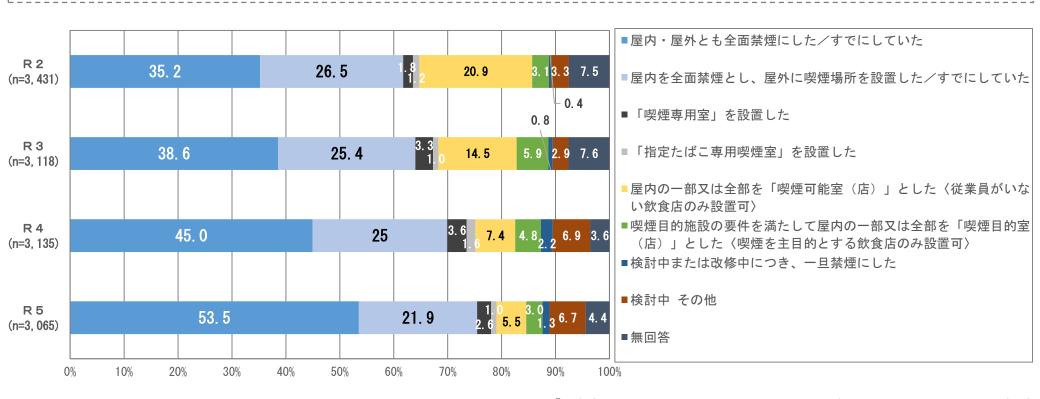
#### 【非喫煙者】



資料: 「受動喫煙に関する都民の意識調査」(東京都福祉保健局・保健医療局)

### 11 飲食店における受動喫煙防止のための対応策の推移

¦Q.健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が2020年4月1日に全面施行されましたが、受動喫煙防止にかかる貴店の対応策について教えて ¦ください 。



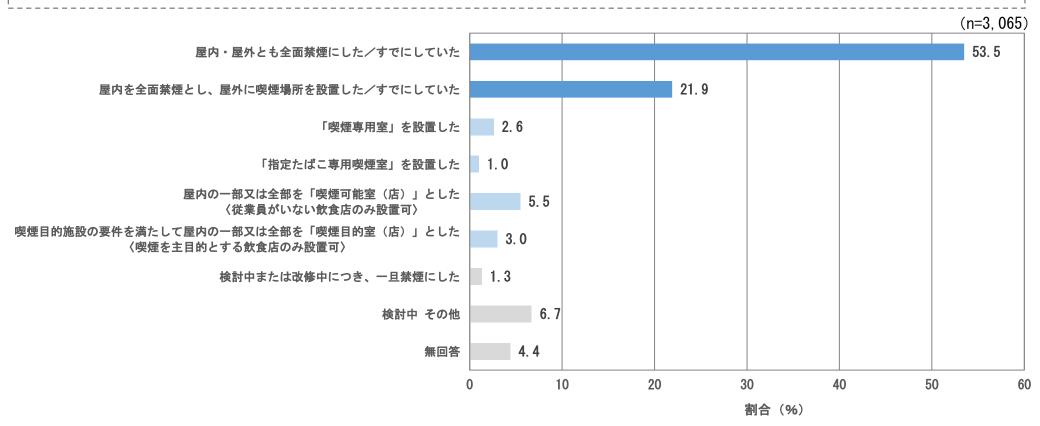
資料:「飲食店における受動喫煙防止対策実態調査」(東京都福祉保健局・保健医療局)

- 〇「屋内・屋外ともに全面禁煙」の飲食店の割合が年々増加し、「屋内全面禁煙」の飲食店 の割合は、R2:61.7%→R5:75.4%
- ○喫煙可能室(店)の割合は年々減少し、R2:20.9%→R5:5.5%

(参考) R 1の一般飲食店(n=1,842)における屋内全面禁煙割合:52.7%

### 12 飲食店における受動喫煙防止のための対応策(令和5年度)

Q.健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が2020年4月1日に全面施行されましたが、受動喫煙防止にかかる貴店の対応策について教えてください。

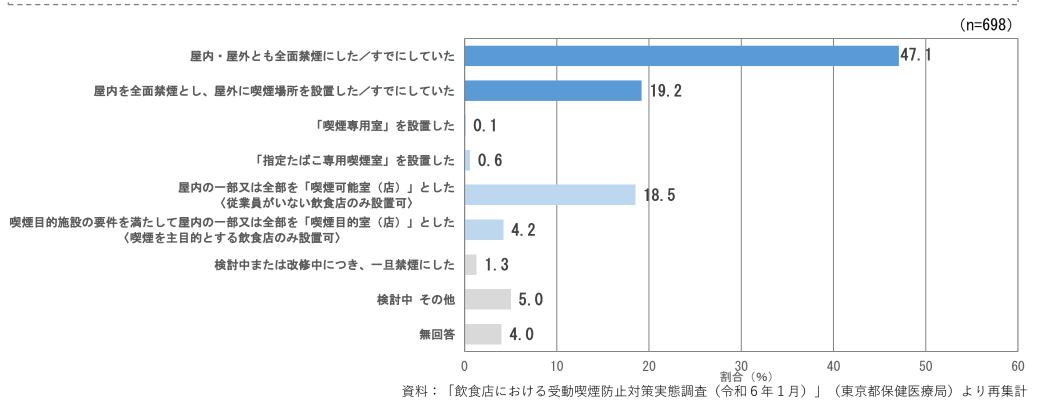


資料:「飲食店における受動喫煙防止対策実態調査(令和6年1月)| (東京都保健医療局)

- 〇「屋内・屋外ともに全面禁煙」と「屋内のみ全面禁煙」をあわせると約75%
- 〇喫煙可能室(店)は約6%

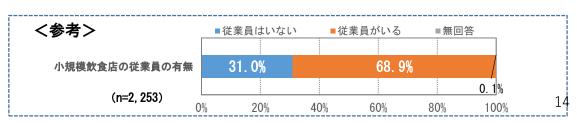
# 13 従業員がいない小規模飲食店\*における対応策(令和5年度)

- \*「従業員がいない小規模飲食店」とは、 ①従業員がいない ②客席面積100㎡以下 ③資本金5,000万円未満 の3つに該当する店舗 2020年4月1日時点の営業の有無は確認していない
- Q.健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が2020年4月1日に全面施行されましたが、受動喫煙防止にかかる貴店の対応策について教えてください。



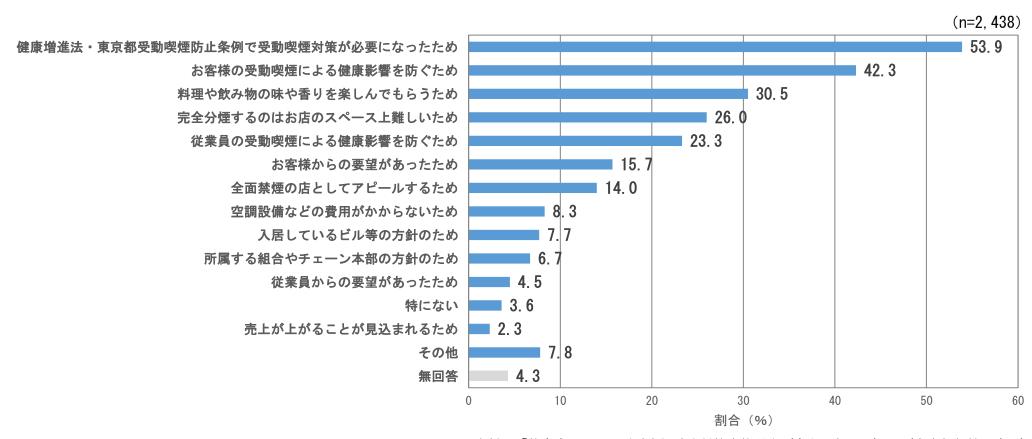
〇「屋内・屋外ともに全面禁煙」と「屋 内のみ全面禁煙」をあわせると約65%

〇喫煙可能室(店)は2割弱



### 14 飲食店が屋内全面禁煙とした理由(令和5年度)

Q. 全面禁煙にした理由は何ですか。(複数回答可)



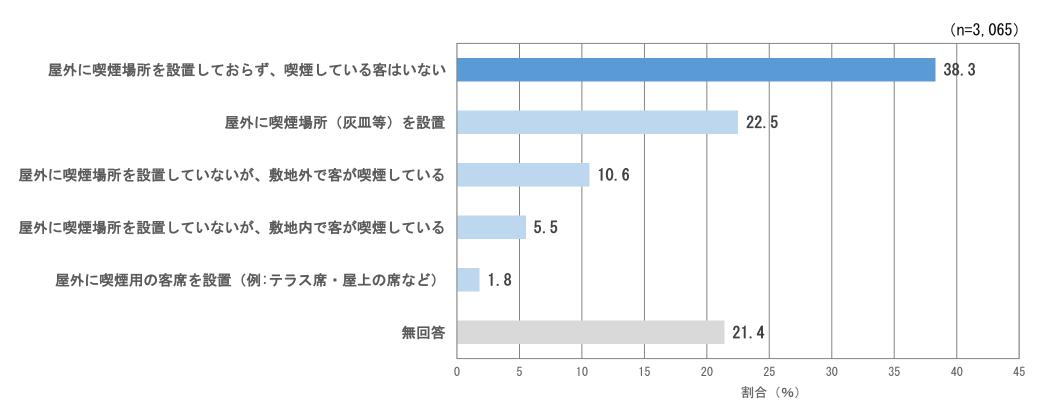
資料:「飲食店における受動喫煙防止対策実態調査(令和6年1月)」(東京都保健医療局

15

- 〇屋内全面禁煙とした理由として、5割強が「法・条例で受動喫煙対策が必要になったため」 と回答
- 〇続いて、「お客様の受動喫煙による健康影響を防ぐため」「料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため」が理由として多い

### 15 飲食店における屋外の喫煙場所等の状況(令和5年度)

Q.屋外の喫煙場所等の状況について教えてください。

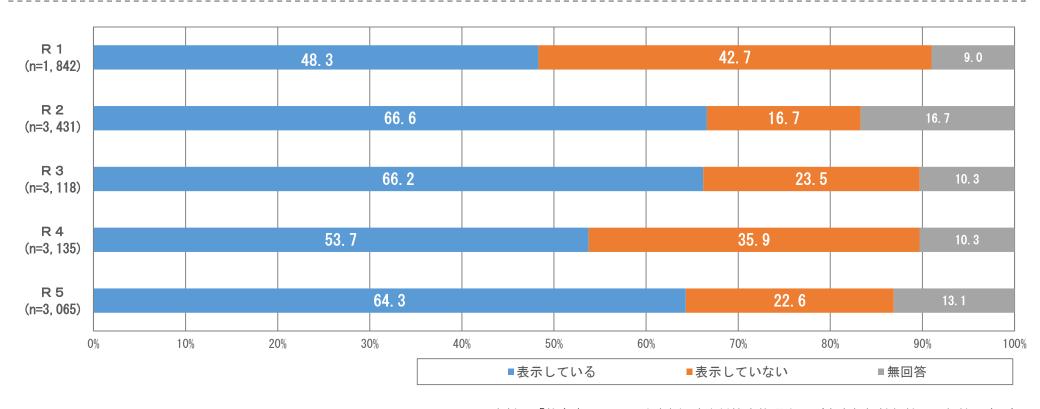


資料:「飲食店における受動喫煙防止対策実態調査(令和6年1月)」(東京都保健医療局)

〇飲食店における屋外の喫煙場所等の状況について、「屋外に喫煙場所を設置しておらず、 喫煙している客はいない」が4割弱で最も多く、次いで多い「屋外に喫煙場所(灰皿等) を設置」が約2割

### 16 飲食店における禁煙標識・喫煙可能標識の表示状況の推移

Q. 健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例においては、喫煙室を設置した場合、喫煙室と店頭に表示が必要です。都内の飲食店においては、 禁煙の場合も表示が必要です。適切に表示してますか。

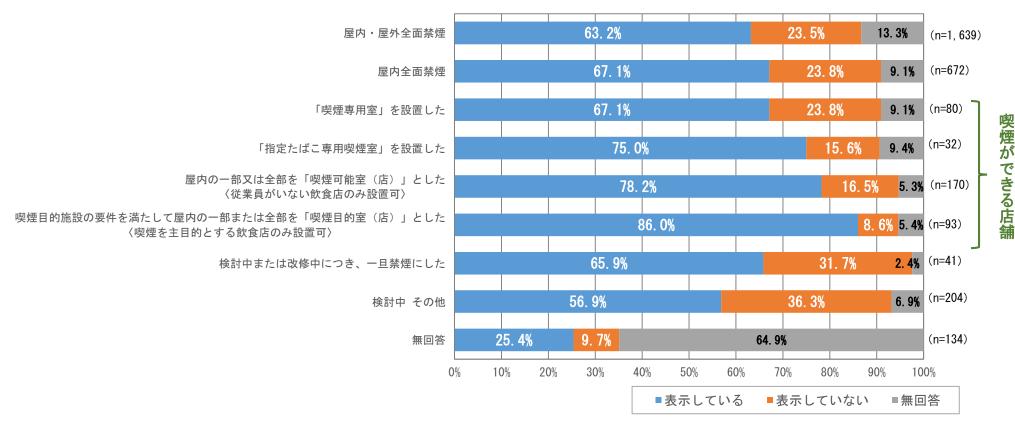


資料:「飲食店における受動喫煙防止対策実態調査」(東京都福祉保健局・保健医療局)

〇飲食店における禁煙標識等の表示状況について、法・条例全面施行前(R1)より条例施 行後(R2以降)のほうが表示している飲食店の割合が高く、約6割程度

### 17 飲食店における禁煙標識・喫煙可能標識の表示状況(令和5年度)

Q. 健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例においては、喫煙室を設置した場合、喫煙室と店頭に表示が必要です。都内の飲食店においては、 禁煙の場合も表示が必要です。適切に表示してますか。 (クロス集計結果)

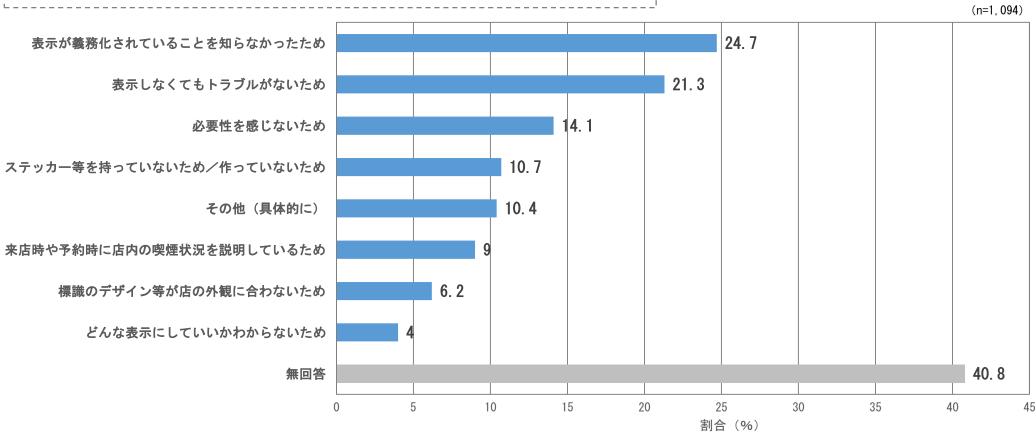


資料:「飲食店における受動喫煙防止対策実態調査(令和6年1月) | (東京都保健医療局)より再集計

- 〇飲食店における禁煙標識等の表示状況について、どの対応策区分でも概ね6割以上で表示しており、屋内全面禁煙店よりも喫煙ができる店舗のほうが表示している割合が高い
- 〇屋内全面禁煙店で表示していない割合は、無回答を除き2割強

### 18 飲食店における禁煙標識・喫煙室設置等標識の非表示理由(令和5年度)

Q. (禁煙標識・喫煙室設置等標識を)表示していない理由は何ですか。(複数回答可)

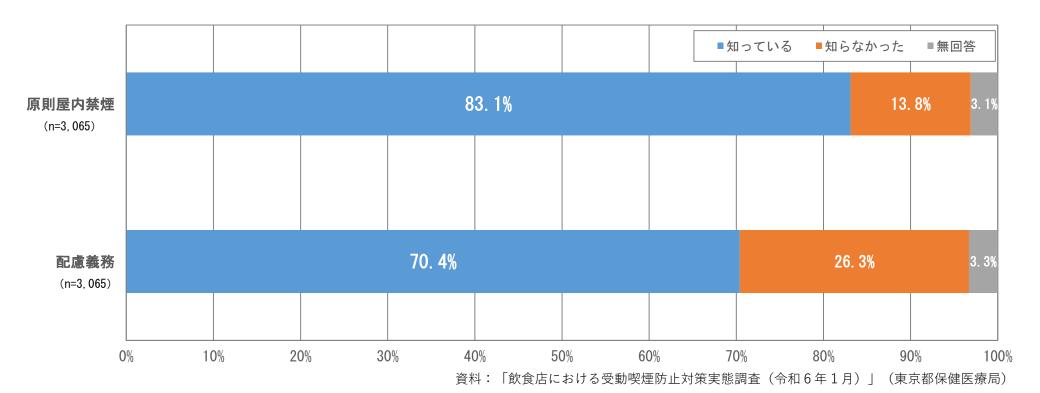


資料:「飲食店における受動喫煙防止対策実熊調査(令和6年1月)| (東京都保健医療局)

〇飲食店における禁煙標識等の非表示理由の主なものは、「表示義務化を知らなかった」 「表示しなくてもトラブルがない」で、それぞれ約2割

### 19 法で定める受動喫煙対策の認知度(都内飲食店経営者)(令和5年度)

- Q.健康増進法では、2人以上の人が利用するすべての施設は原則屋内禁煙となり、基準を満たした喫煙室以外では喫煙が禁止されていることを知っていますか。
- Q. 健康増進法では、施設管理者の方は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、屋外の場所であっても受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない「配慮義務」があることを知っていますか。



〇飲食店において、「原則屋内禁煙」の認知度は約8割、「配慮義務」の認知度は約7割 〇これらについて、知らなかったと回答した店舗は「原則屋内禁煙」に関して1割強

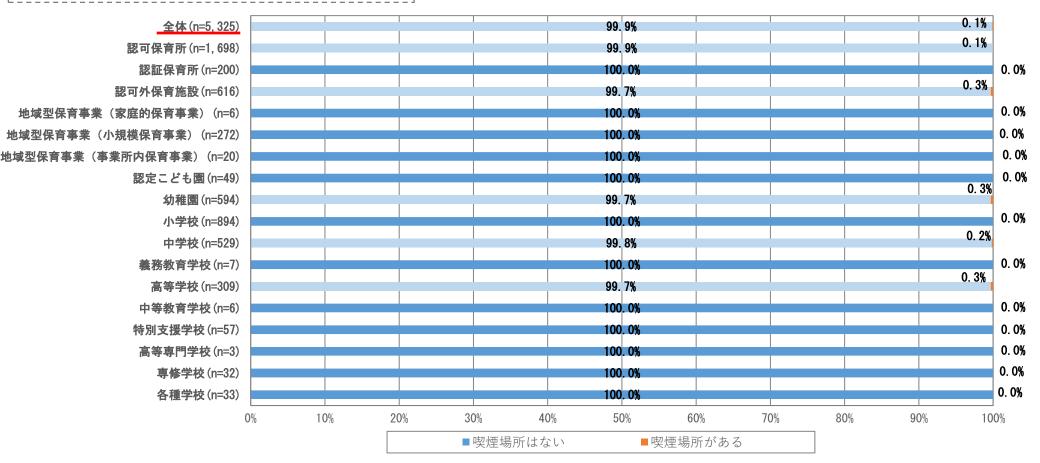
「配慮義務」に関して3割弱

# 保育所・学校等における受動喫煙対策実態調査

# 20 保育所・小学校等の第一種施設における屋内喫煙場所の有無(令和6年度)

※速報値のため、精査による 数値変動の可能性あり

Q. 施設の屋内(専有部分)に喫煙場所はありますか。



資料:「保育所・学校等における受動喫煙対策実態調査」(東京都保健医療局)

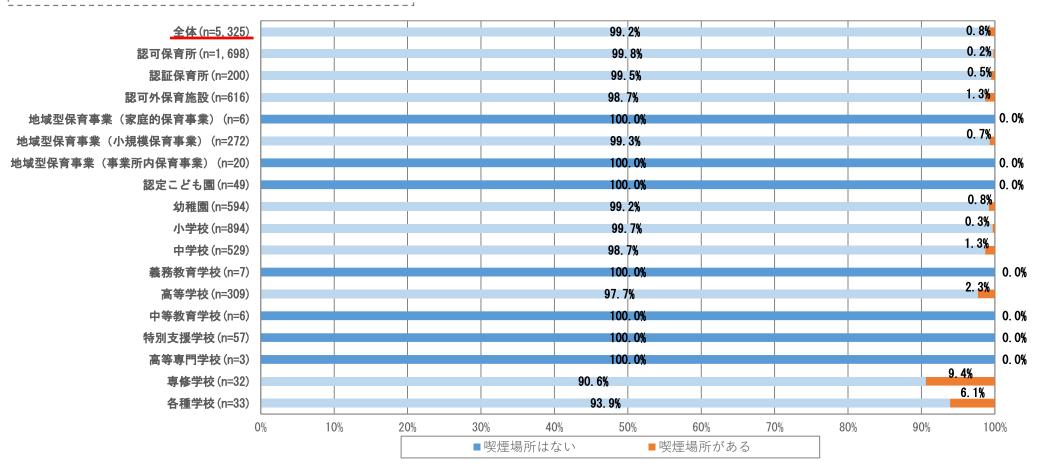
〇保育所や小学校等の第一種施設では、ほぼ全ての施設で屋内禁煙(屋内全面禁煙率:99.9%)

# 保育所・学校等における受動喫煙対策実態調査

# 21 保育所・小学校等の第一種施設における屋外喫煙場所の有無(令和6年度)

※速報値のため、精査による 数値変動の可能性あり

Q. 施設の屋外(専有部分)に喫煙場所はありますか。



資料:「保育所・学校等における受動喫煙対策実態調査」(東京都保健医療局)

〇都条例で「屋外喫煙場所を設置しない努力義務」を規定した第一種施設での屋外喫煙場所設置率は、 専修学校及び各種学校でやや高いが、ほぼ全ての施設で屋外禁煙(屋外全面禁煙率:99.2%)

(参考) 「令和4年度喫煙環境に関する実態調査」(厚生労働省)における幼稚園等の敷地内全面禁煙率(全国):91.0%